

自動販売機設置管理協定書（案）

由布市長 相馬 尊重（以下、「甲」という。）と （以下、「乙」という。）は、自動販売機（以下、「自販機」という。）の設置管理について、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は、甲が指定した下記物件（以下、「使用物件」という。）に自販機を設置し、管理するものとする。

物件番号	所在地	使用場所

（使用目的）

第2条 乙は、使用物件を自販機設置の用に供することを目的として使用するものとする。

2 乙は、前項の使用目的を変更してはならない。

（使用期間）

第3条 使用期間は、令和5年5月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、設置施設の運営形態や自販機設置の必要性を勘案し、甲が適当と判断した場合には、令和10年3月31日まで引き続き使用許可を行う。

（使用料）

第4条 使用料は、年間〇〇〇〇〇〇円とし、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに支払わなければならない。

2 期間中に消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合には、前項につき変更協定書を締結するものとする。

（電気使用料）

第5条 乙は、自販機の運転による電気使用量を計測するための子メーターを乙の負担により設置するものとする。

2 乙が負担する電気使用料の額は、乙が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量に基づき、甲が計算した額とする。

3 乙は、前項の規定による電気使用料を、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

（自動販売機納付金）

第6条 自動販売機納付金は各自販機の売上実績額（消費税及び地方消費税相当額を除

く。)に、納付金料率〇〇.〇%を乗じて得た額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 乙は、各自販機に係る各月ごとの売上本数、売上実績額及び納付金額を、当該月の翌月15日までに書面により甲に報告するものとする。

3 乙は、納付金を甲が指定する期日までに納めなければならない。

(設置費用等)

第7条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て乙の負担とする。

(販売品目の構成等)

第8条 自販機により販売する品目の構成、種類等については、次のとおりとする。

(1) 販売品目については、飲料(缶、ペットボトル、紙パック、ビン類)とし、多品種、多品目で一般市場において認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とするよう努めること。

(2) 販売開始後に甲から(1)の品目の構成、種類等の変更について要望があった場合、乙は、誠意をもって対応すること。

(3) 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

(4) 酒類(いわゆるノンアルコール飲料を含む。)の販売は行わないこと。

(販売価格)

第9条 販売価格は、標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、又は市場の状況等を勘案して甲が適当と認められた価格とすること。

(維持管理責任等)

第10条 商品の補充及び金銭管理等自販機の維持管理については、すべて乙が行うものとする。

2 乙は、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行わなければならない。

3 乙は、自販機の維持管理を第三者に行わせようとする場合は、自販機を設置する日までに、乙と当該第三者との間で委託契約又は協定等を締結し、当該委託契約書又は協定書等の写しを甲に提出しなければならない。

4 乙は、乙が設置した使用済容器の回収ボックス内にある使用済容器を乙の責任で適切に回収し、及びリサイクルしなければならない。

5 乙は、衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守するとともに乙の従業員に対しその徹底を図り、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行わなければならない。

6 乙は、自販機の設置に当たって、据付面を十分に確認したうえで安全に設置しなければならない。

7 自販機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応しなければならない。

(協力関係)

第11条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(賠償責任)

第12条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において一切解決するものとする。ただし、当該事故が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が補償する。

(売上調査)

第13条 甲は、必要に応じて、自販機に係る売上本数及び売上高について、調査を実施することができる。乙はこれに協力しなければならない。

(通知義務)

第14条 乙は、使用物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を通知しなければならない。

2 乙は、乙の名称、所在地、代表者又は設置している自販機の機種に変更があったときは、直ちに文書により甲に通知しなければならない。

(協定の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定書を解除することができるものとする。

(1) 本協定の条項に違反したとき。

(2) 使用物件を公用又は公共用に供することが決定したとき、又は当該施設を廃止するとき。

(3) 本協定等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

(4) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。

(5) 第4条、第5条及び第6条の規定による納付金等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらずなお履行しないとき。

2 前項により協定が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

3 乙は前項の規定により協定が解除された場合には、甲が指定する期日までに自販機を撤去しなければならない。

(使用物件の返還)

第16条 乙は、使用期間が満了する日までに前条の規定により協定を解除されたときは、甲の指定する期日までに原状に回復し、返還しなければならない。

2 乙は、使用期間の満了前に、次の使用期間も引き続き同じ使用物件を使用できることが明らかになったときは、当該使用物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

(疑義の決定)

第17条 この協定書に定めていない事項若しくはこの協定書に疑義が生じた場合は、
甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙各自記名押印の上、各自
1通を保持する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 由布市庄内町柿原302番
由布市長 相馬 尊重

乙 住 所
氏 名